

平成28年6月1日から低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法が変わります

1 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の改正

現行(～H28.5.31)	改正後(H28.6.1～)
【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10
【計算式】 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費× 85% 一般管理費等×55%	【計算式】 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費× 90% 一般管理費等×55%
合計額×(1+消費税率)	合計額×(1+消費税率)

2 算定式

① $7.0/10 \leq \alpha \leq 9.0/10$

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

$$= \frac{(\text{「直接工事費の95%」} + \text{「共通仮設費の90%」} + \text{「現場管理費の90%」} + \text{「一般管理費等の55%」}) \times (1 + \text{消費税率})}{10}$$

② $7.0/10 > \alpha$ → 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格=「予定価格」×7.0/10

③ $9.0/10 < \alpha$ → 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格=「予定価格」×9.0/10

$$\alpha = \frac{(\text{「直接工事費の95%」} + \text{「共通仮設費の90%」} + \text{「現場管理費の90%」} + \text{「一般管理費等の55%」}) \times (1 + \text{消費税率})}{10}$$

(予 定 価 格)

※ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の計算について

①は千円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

②、③は、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に7.0/10若しくは9.0/10を乗じ、千円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

3 適用日

平成28年6月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用